

ひらめ網と称する固定式三重網について

■検討していること

中部地区漁業振興協議会から許可内容と操業実態との乖離があり、ひらめ網許可を検討して欲しいと要望を受け、検討開始

[中部振興協議会]ヒラメは、日の出後明るくなって揚網しないと捕れないので、三重網の制限又は条件の「日の出から日没までの間は操業してはならない」を見直して欲しい。

※ 一本釣りとの摩擦防止が目的。中部地区内で日の出1時間延長操業について合意済。

[水産課]許可内容を逸脱した自主規制は認められない。ひらめ網自体は、大型かつ活魚出荷をすることから資源の利用方法としては、問題無い。

⇒ひらめ網の許可新設等を検討

■西部地区で許可を検討した中で、明らかになってきた課題

【西部海域での実態】

漁場（魚礁）を守るため等の目的により、ひらめ網操業を漁協内で操業自粛する一方、他地区漁業者に対して、ひらめ網を自粛している地先の沖合の一定海域を自粛するよう申し合わせている。

【問題点】

○許可証上で操業可能区域を自主規制において制限。

→・許可漁業は、可能な限り漁場を広く利用すべきもの。

○他地区漁業者の操業を排除。

→排他的な考え方は「漁業権」であり、許可では排除できる権利は無い。

○魚礁の利用も自主規制で制限。

→県内漁業者が広く利用することを前提としており、費用対効果上の観点からも問題。

【背景】～西部代表漁業者からの聞き取り～

○地元漁業者への配慮欠けた操業マナーが悪い者がいる。

(例：港口に網を張る、魚礁に網を引っ掛け、漁場を荒らす)

○自分たちの都合いい自主規制決め、合意のないまま一方的に押しつけられた。

(例：アサヒ、キメでは、操業自粛を一方的に協力要請しながら、勝手に解除していた)

○魚礁利用をめぐる現自主規制は、こうした不満・不信感が非常に根強いなか、中部地区の要望に応え5号海区内で苦労してようやくまとめたばかりのもの。

○このような状況下の中、ひらめ網の新規許可の話は反発が大きい。三重網全体で考えてはどうか。

■対処方針（案）

○許可内容と操業実態の乖離を解消し、ひらめ網が安心して操業できるように措置する。

→三重網の改正もしくはひらめ網許可の新設

○ひらめ網を例にしながら漁業全体の漁場利用に関して、自主規制のあり方、漁業管理のあり方を検討し、持続的かつ有効利用できる体制づくりを行う。

▶自主規制 …公的規制の範囲内で設定。合意があれば迅速に決定・変更できる。県等の取締り対象では無い。

→合意形成のルール化。守らない場合の対応

▶公的管理 …取締りが可能。変更等には時間を要する。

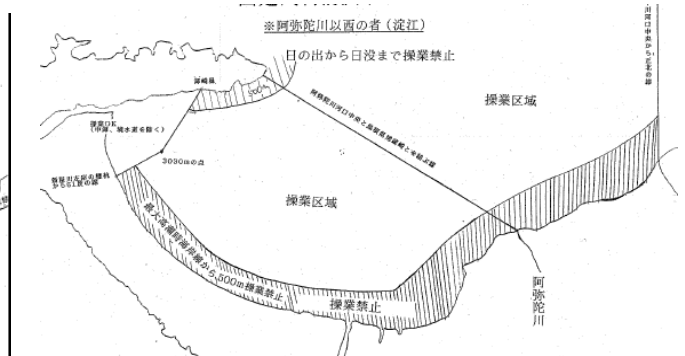
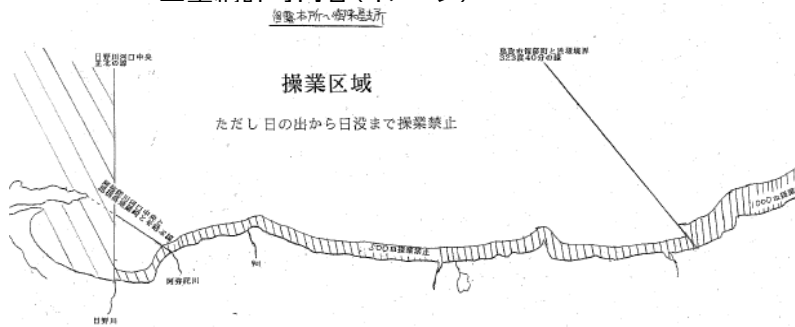
管理方法	性格	管理者	取締り	自主規制	その他
知事漁業許可	一定ルールのもと自由に操業。操業区域は、可能な限り広域的に設定。	県	許可内容等に基づき県等が取締り。	許可の範囲内で任意に設定。県等の取締りの対象にならない。	県は、自主規制の摩擦まで調整しきれない。
漁業権漁業	他者を排除して独占的に営むことができる。区域は限定的に設定。	漁協	行使規則に基づき漁協が取締り。	任意に設定。漁業権行使規則に盛り込めば取締りが可能。	魚礁をつきいそ漁業権として設定することが可能。(漁場利用協定等のルール化が必要)

固定式刺網三重網の許可内容

※ 中部地区、5号海区のみ抜粋

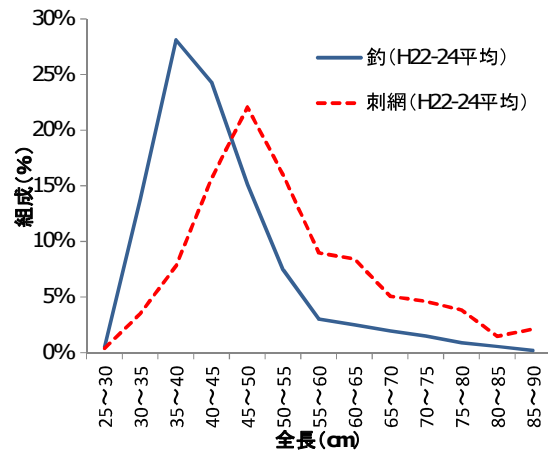
項目	三重網(現行)	
使用船	—	—
操業区域	【鳥取市浜坂～阿弥陀川(賀露本所～御来屋支所)の者】 鳥取県日野川河口中央から正北の線以东の鳥取県沖合	【阿弥陀川(淀江支所)以西の者】 鳥取県西伯甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く)
操業期	1月1日から12月31日まで	同左
制限又は条件	【鳥取市浜坂～阿弥陀川の者】	【阿弥陀川以西の者(中海及び境水道を除く)】
	(1)使用する漁具の網肩の総延長は1,000メートル以内で、3張り以上使用してはならない。	(1)同左
	(2)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以东の海域においては、日の出から日没までの間は操業してはならない。	(2)同左
	(3)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から323度40分の線以东の海域においては、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域は、操業してはならない。 (4)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から323度40分の線以西の海域においては、最大高潮時海岸線から500メートル以内は、操業してはならない。	(3)最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域においては、操業してはならない。ただし、境港市新屋町3268番地2地先、新屋川左岸の標杭、同標杭から61度(真方位)3,030メートルの点及び島根県松江市美保関町海崎鼻先端を順次直線で結んだ線以北の海域は除く。

三重網許可内容(イメージ)



鳥取県における漁法別の漁獲量・金額・単価及び年齢別漁獲尾数

漁法		漁獲量 (kg)	漁獲金額 (千円)	単価 (円/kg)
H22	刺網	6,390	12,040	1,884
	釣り	9,975	22,527	2,258
	その他(小底、沖底、定置等)	43,216	29,337	679
	合計	59,581	63,903	1,073
H23	刺網	6,969	16,041	2,302
	釣り	13,785	33,197	2,408
	その他(小底、沖底、定置等)	33,670	25,793	766
	合計	54,424	75,031	1,379
H24	刺網	6,144	16,454	2,678
	釣り	12,170	30,306	2,490
	その他(小底、沖底、定置等)	37,130	32,071	864
	合計	55,444	78,831	1,422
3カ年平均	刺網	6,501	14,845	2,288
	釣り	11,976	28,676	2,386
	その他(小底、沖底、定置等)	38,005	29,067	770
	合計	56,483	72,589	1,291
3カ年平均比率	刺網	12%	20%	
	釣り	21%	40%	
	その他(小底、沖底、定置等)	67%	40%	
	合計			

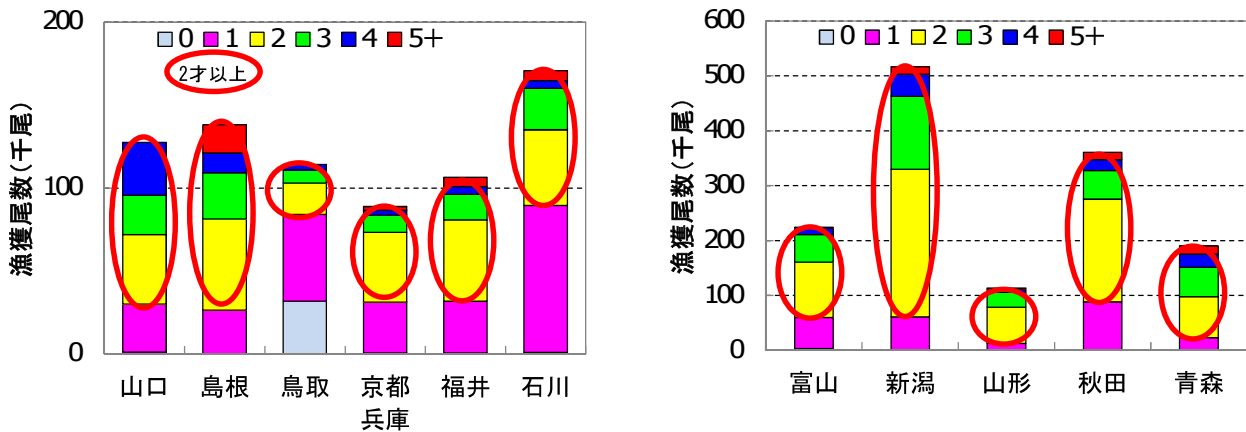


ヒラメの漁法別体長組成

漁法	年齢別漁獲尾数(尾)						年齢比率					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	
3カ年平均	刺網	0	258	917	1,233	1,160	3,568	0%	7%	26%	35%	33%
	釣り	5	2,453	4,873	3,290	1,544	12,165	0%	20%	40%	27%	13%
	その他(小底、沖底、定置等)	22,314	35,756	10,155	2,976	950	72,152	31%	50%	14%	4%	1%
	合計	22,319	38,467	15,945	7,499	3,654	87,884	25%	44%	18%	9%	4%
3カ年平均比率	刺網	0%	1%	6%	16%	32%	4%					
	釣り	0%	6%	31%	44%	42%	14%					
	その他(小底、沖底、定置等)	100%	93%	64%	40%	26%	82%					
	合計											

- 1才 全長25~30cm
- 2才 全長36~46cm(半数が産卵)
- 3才 全長44~58cm(全て産卵)
- 4才 全長47~67cm

補足資料: 日本海(青森県~山口県)までの年齢別ヒラメ漁獲尾数(2011年)

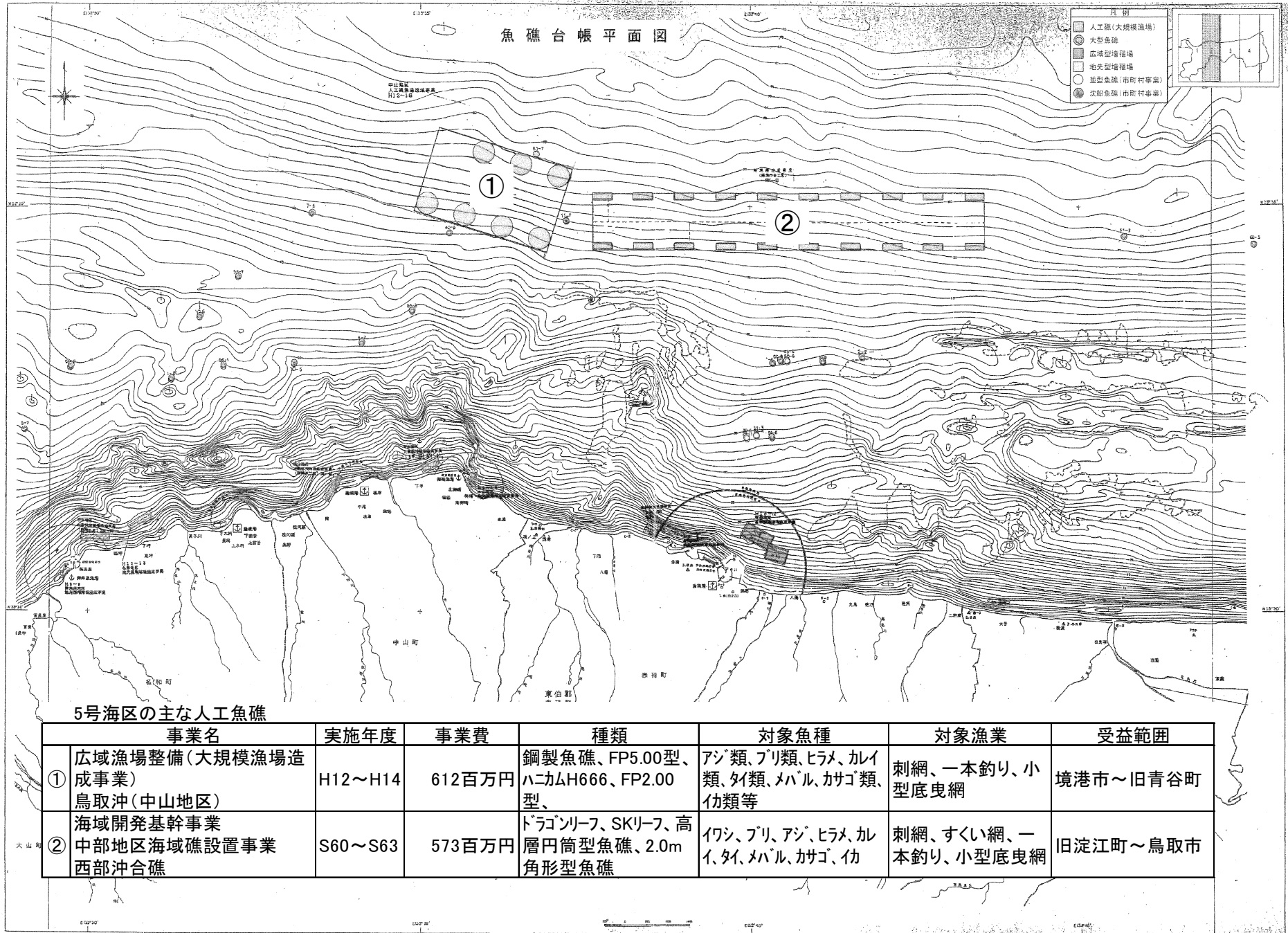


使用しているage-length keyの違いで、鳥取のみ0歳魚を漁獲しているようになっているが富山~山口は漁獲しています(鳥根は美保関の漁業者は25cm未満も出荷している)。

ただ、日本海西部は若年齢で漁獲する傾向が強い+漁獲量が少ない

【制限サイズ】

山口県25cm(一部20cm)、島根県30cm、鳥取県25cm、
 兵庫県特になし、京都府25cm(一部20cm、30cm)、福井県25cm(一部20cm)
 石川県&富山県25cm、新潟県&山形県&秋田県30cm、青森県35cm



5号海区の主な人工魚礁

事業名	実施年度	事業費	種類	対象魚種	対象漁業	受益範囲
① 広域漁場整備(大規模漁場造成事業) 鳥取沖(中山地区)	H12~H14	612百万円	鋼製魚礁、FP5.00型、ハニカムH666、FP2.00型、	アジ類、ブリ類、ヒラメ、カレイ類、タイ類、メバル、カサゴ類、イナダ等	刺網、一本釣り、小型底曳網	境港市~旧青谷町
② 海域開発基幹事業 中部地区海域礁設置事業 西部沖合礁	S60~S63	573百万円	ドラゴンリーフ、SKリーフ、高層円筒型魚礁、2.0m角形型魚礁	イワシ、ブリ、アジ、ヒラメ、カレイ、タイ、メバル、カサゴ、イナダ等	刺網、すくい網、一本釣り、小型底曳網	旧淀江町~鳥取市